

自動車リサイクル法の事前協議フロー

主な流れ	事業者	水戸市(廃棄物対策課)
① <u>事業計画書の事前相談</u>	・市に事業計画についての事前相談	・事業者から事業計画書についての事前相談を受ける
② <u>事業計画書の提出</u>	・市に事業計画書を提出	・事業者から提出された事業計画書により事前協議を開始
③ <u>現地調査の実施</u>	・市に対して現地で事業計画について説明	・事業者と現地調査を実施
④ <u>現地調査の意見を提示</u>		・現地調査の結果の意見を事業者に対して提示
⑤ <u>意見の対応結果書の提出</u>	・市から示された意見への対応結果を報告	
⑥ <u>結果通知書を送付</u>		・いままでの協議内容を十分に勘案し、事前協議の結果を事業者へ通知
⑦ <u>許可申請書を提出</u> ※自動車リサイクル法に基づく	・許可申請書を市に提出	
⑧ <u>工事着工届を提出</u>	・工事着工する前に市に工事着工届を提出	
⑨ <u>工事完了届を提出</u>	・工事完了後に市に工事完了届を提出	
⑩ <u>工事完了通知書を送付</u>		・事業計画書のとおり工事が完了していることを確認し、工事完了通知書を送付